



令和6年11月発行

令和7年度
保育所（園）・認定こども園・
小規模保育園 入所（園）のご案内



申込受付窓口・問い合わせ

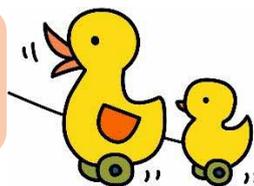
〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市役所福祉課児童係

電話 0827-59-2148

目 次



1. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 入所（園）できる要件について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
3. 令和7年度クラス年齢早見表・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
4. 入所（園）までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～3
5. 必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
6. 支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～7
7. 利用申込時の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
8. 利用申込後の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
9. 利用開始後の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
10. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～12
11. 大竹市内の保育所（園）・認定こども園・小規模保育園一覧・・・・・・・・ P13
12. 一時預かりについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P14～15
13. 大竹市外の保育所等を利用する場合について・・・・・・・・ P16
14. 病児・病後児保育について・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
15. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園入所（園）に関するQ&A・・・P17



1. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは

① 保育所（園）

保護者の就労又は病気などの理由により家庭で保育ができないとき、保護者にかわって就学前までの児童をお預かりする施設です。

② 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ、就学前までの児童をお預かりする施設です。

③ 小規模保育園

保護者の就労又は病気などの理由により家庭で保育ができないとき、保護者にかわって児童をお預かりする施設です。0歳児から2歳児クラスまでの児童を対象に保育を行います。

2. 入所（園）できる要件について

保育の必要性があると認定された、大竹市に住所がある児童が対象です。（保育の必要性についてはP7参照）

ただし、申込み時に、住民登録が大竹市にない場合も、入所（園）希望日までに転入する場合は、申込みをすることができます。その場合、入所（園）希望日までに住民登録をされない場合は、入所（園）の決定がされている場合でも入所（園）が取消しとなりますのでご注意ください。

3. 令和7年度 クラス年齢 早見表

クラス年齢	生 年 月 日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)
0歳児	令和6年4月2日～ (2024年4月2日～)

※令和7年4月1日現在の年齢です。

※年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢です。

4. 入所（園）までの流れ

1. 利用申込み

次の申込期間・締切日までに必要書類（P4 参照）を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。締切りを過ぎた場合や、不足書類がある場合は対象外となり、利用調整を行うことができませんので、ご注意ください。

※各保育所（園）・認定こども園・小規模保育園、支所では受け付けませんので、ご注意ください。（福祉課児童係への郵送可※締切日必着）

《申込期間・締切日》

● 4月に入所（園）を希望の方 ●

第1次申込期間

- ・ 令和6年12月2日（月曜日）～令和7年1月10日（金曜日）
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日は除きます。

第2次申込期間

- ・ 令和7年1月14日（火曜日）～令和7年2月10日（月曜日）
8時30分～17時15分
※土・日曜日は除きます。

第3次申込期間

- ・ 令和7年2月12日（水曜日）～令和7年3月10日（月曜日）
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日は除きます。

第2次申込みは第1次申込み、第3次申込みは第2次申込みでの利用調整後に空きがある保育所（園）・認定こども園・小規模保育園でのみ利用調整を行います。

● 5月以降に入所（園）を希望の方 ●

利用希望月の前月10日まで

※10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までに申込みをしてください。

2. 利用調整

提出書類を確認し、保育の必要性について審査を行います。
また、入所（園）を希望する児童の数が受入可能な児童の数を超える場合は、ご家庭で保育できない状況などを指数にし、必要度の高い世帯の児童から入所（園）案内を行います。

3. 入所（園）決定

● 4月に入所（園）の方 ●

審査・利用調整後に、入所（園）の可否について通知をご自宅あてに発送します。

【発送時期】※保育料については、4月上旬頃に別途通知します。

- ・第1次申込期間に申し込まれた方…2月中旬
- ・第2次申込期間に申し込まれた方…3月上旬
- ・第3次申込期間に申し込まれた方…3月下旬

● 5月以降に入所（園）の方 ●

審査・利用調整後に入所（園）の可否について、利用調整月の20日までに、市担当者から電話で連絡します。入所（園）決定及び保育料については、別途通知します。



○ 入所（園）できない方 ○

入所（園）が決まらなかった方には、初回のみ「保育所入所保留通知書」を送付します。翌月以降、引き続き利用調整を行います。入所（園）希望月の翌月以降は、入所（園）が決定した場合のみ市担当者から電話で連絡します。

4. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園への入所（園）

入所（園）前に、保育所（園）・認定こども園・小規模保育園と面談をする必要があります。

入所（園）が決定した保育所（園）・認定こども園・小規模保育園に直接電話をして、日程調整をしてください。



5. 必要書類について

持参いただくもの

- 入所（園）を希望する児童の母子健康手帳
- 保護者及び入所（園）を希望する児童の個人番号（マイナンバー）確認書類
※個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど
- 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園に入所（園）する児童の健康保険証
- 窓口申請に来る保護者の本人確認書類
※運転免許証・パスポートなど顔写真付きの書類の場合は1種類、健康保険証・年金手帳など顔写真のない書類の場合は2種類必要です。

提出書類

大竹市役所福祉課児童係及び各保育所（園）・認定こども園・小規模保育園で配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。

1	施設型給付費等支給認定申請書（2号・3号） 兼保育利用希望申込書	※入所（園）申込児童1人につき1枚提出してください。
2	保育所等利用申込補助表	
3	保育を必要とする事由を確認するための書類	※保護者1人につき1枚（父・母それぞれ1枚）提出してください。（P7参照）
4	家庭調書	※入所（園）申込児童1人につき1枚提出してください。
5	その他該当する場合のみ必要な資料	（下記「その他該当する場合のみ必要な資料」参照）

注意事項

- 書類の提出後に確認事項がある場合は、ご連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。
- 鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。

その他該当する場合のみ必要な資料

対象者の状況	必要書類
離婚により一方の親が不在の場合	戸籍謄本（離婚成立日と親権者が記載されているもの） ※児童扶養手当を受給している場合、戸籍謄本の提出は不要です。
離婚調停中で一方の親と別居している場合	裁判所による呼び出し状又は事件係属証明書
申込期日までに大竹市に転入されていない方	転入に関する申立書 ※市が定める様式を使用してください。
入所（園）申込児童又は同居の家族（兄弟姉妹・祖父母）が障害を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し

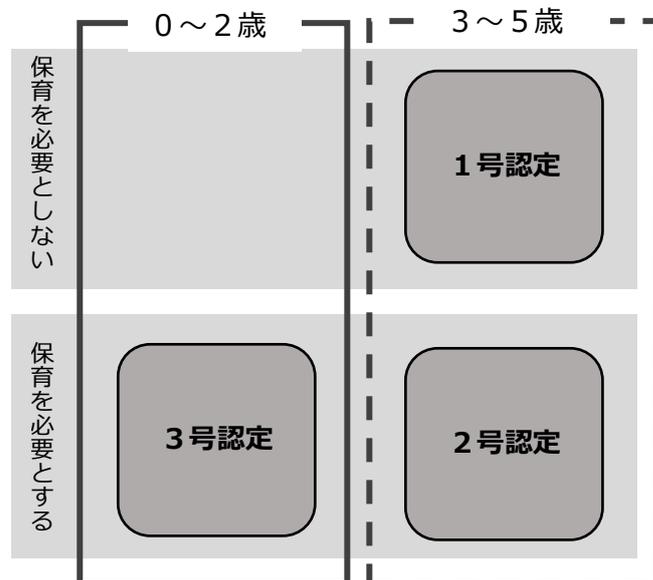
6. 支給認定について

保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の利用を希望する場合は、下記の支給認定を受けていただく必要があります。

支給認定の申請は、入所（園）の申込みと同時に行うことができます。認定された場合、交付を希望する方には「支給認定証」を交付します。

① 支給認定区分

1号	児童が満3歳以上・教育標準時間認定 ⇒幼稚園、認定こども園
2号	児童が満3歳以上・保育認定 ⇒保育所、認定こども園
3号	児童が満3歳未満・保育認定 ⇒保育所、認定こども園、 小規模保育園、地域型保育



② 保育必要量

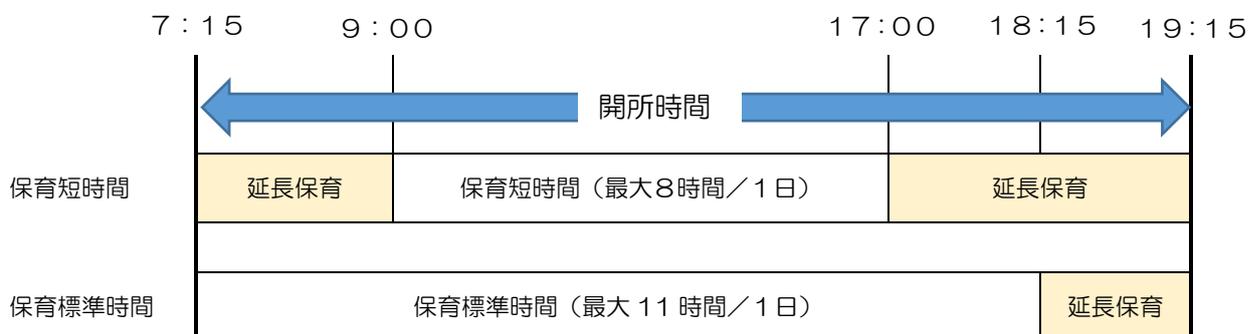
保育の必要性があり、上記の「2号・3号」の認定を受けた場合は、その事由により「保育必要量」を認定します。

保育標準時間	最大11時間
保育短時間	最大8時間

◆保育短時間・保育標準時間の例◆

開所時間：7時15分～19時15分、

保育短時間：9時～17時、保育標準時間：7時15分～18時15分の場合



※11時間、8時間をどの時間帯にするかは、保育所（園）・認定こども園・小規模保育園が定めています。

※保育短時間で認定を受けた方が保育短時間を越えて利用する場合、及び保育標準時間で認定を受けた方が保育標準時間を越えて利用する場合は、各保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の開所時間内であっても延長保育の扱いとなり、延長保育料を負担していただきます。延長保育料は保育所（園）・認定こども園・小規模保育園によって異なりますので、各保育所等に確認してください。

③ 保育の必要事由について

【対象者】 児童の保護者（父・母）

2号・3号認定の申請（保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の利用申込み）をする際は、保護者の保育を必要とする事由を確認させていただきます。保育を必要とする事由として認められるのは、次の項目です。

1. 月48時間以上の就労をしていること。
※農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが条件です。
2. 病気や怪我のため、又は精神や身体に障害があること。
3. 同居の親族（長期入院などをしている親族を含む。）を常時介護、看護又は付添いをしていること。
4. 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
5. 求職活動を継続的に行っていること。

※認定後90日以内に月48時間以上の就労を開始することが条件です。

6. 通学をしていること（学校教育法に規定された学校など、職業訓練校における職業訓練）。
7. 下の子の出産の直前か直後であること。
8. その他保育が必要な場合



<保育を必要とする事由を確認するための書類・認定される保育必要量・認定期間 >

保育を必要とする事由	必要書類	保育の必要量	認定期間
就 労	就労証明書 （※様式あり） ※雇用されている方は、職場で証明を受けてください。 ※締切日までに就労証明書の提出が間に合わない場合は、 就労に関する申立書 （※様式あり）。入所（園）日から30日以内に、就労証明書を提出してください。	保育短時間又は標準時間 ※就労時間により大竹市が決定します。 ※育児休業中は短時間となりますので、支給認定の変更をする必要があります。	就労証明書で届出を受けた就労が続いている間
病 気 ・ 怪 我 ・ 障 害	主治医の意見書	保育標準時間	完治などにより事由が解消するまで
同居親族の 介護・看護・付添い	①介護・看護状況申立書 （※様式あり） ②被介護・看護・付添者の証明書類の写し ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険資格者証など ・主治医の意見書、診断書	介護・看護・付添状況に応じて認定	介護・看護・付添いを継続している間
災 害 復 旧	罹災証明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
求 職 活 動	求職活動申立書 （※様式あり）	保育短時間	認定日（入所日）から90日間
通 学	①就学状況申立書 （※様式あり） ②在学証明書 など	授業時間などに応じて認定	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し （出産予定日記載のページ）	保育標準時間	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から出産後8週間を迎えた日の属する月の末日まで

7. 利用申込時の注意事項について

① 育児休業明けで利用申込みをする場合

利用開始の対象となる日は、育児休業明けの職場復帰日によって異なります。

育児休業明け2週間前から保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を利用することができます。

（例）9月1日から復職の場合

⇒8月15日から保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を利用することができます。

② 育児休業中に利用申込みをする場合

児童が年少（令和7年4月1日現在で満3歳）以上で、育児休業明けの職場復帰をする前の入所（園）を希望する場合、育児休業中であっても入所（園）申込みをすることができます。

ただし、利用調整時の指数は申込者の中で一番低くなりますので、定員を超えている保育所（園）・認定こども園・小規模保育園においては、入所（園）できない場合があります。

③ 出産の理由で利用申込みをする場合

利用期間は出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産予定日から8週間を迎えた日の属する月の末日まで利用することができます。

（例）8月10日が出産予定日の場合

⇒6月1日から10月31日まで保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を利用することができます。

8. 利用申込後の注意事項について

① 就労や世帯などの状況に変更が生じた場合

「支給認定変更申請書」に必要書類を添付し、大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

② 希望施設を追加・変更する場合

「保育所等利用申込みの希望変更届」を変更希望月の申込締切日（P2参照）までに、大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

③ 利用希望日を変更する場合

「保育所等利用申込みの希望変更届」を変更希望月の申込締切日（P2参照）までに、大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

④ 利用申込みを取り下げる場合

早急に電話で大竹市役所福祉課児童係（☎0827-59-2148）に連絡したうえで「保育所等入所申込取下書」を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

9. 利用開始後の注意事項について

① 保育の利用の解除（退所）

大竹市外へ転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の利用がなくなる場合は、保育所（園）・認定こども園・小規模保育園又は大竹市役所福祉課児童係に「保育所等退所届」を提出してください。

② 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の変更（転所）

利用開始後に保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の変更（転所）を希望する場合は、「保育所等転所届」及び「家庭調書」を毎月申込締切日（P2参照）までに大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を変更する場合であっても、新規の利用希望者と同じく保育の必要性の高い児童から利用を決定しますので、希望の保育所（園）・認定こども園・小規模保育園に受入れの余裕がないなどの理由により、ご希望に添えない場合があります。

なお、保育所（園）・認定こども園・小規模保育園変更（転所）の申込みについても、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。変更が決定した場合、元々在籍していた保育所（園）・認定こども園・小規模保育園に新たな利用者をご案内するため、決定後の取消しはできません。変更希望を取り消す場合は、早急に大竹市役所福祉課児童係にご連絡ください。

③ 支給認定内容の変更

支給認定後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、手続きが必要です。内容を確認した結果、変更が生じた場合は、変更後の事項を記載した通知書を交付します。また、交付を希望される方には「支給認定証」を交付します。

支給認定内容の変更に伴い、保育時間や保育料にも変更が生じる場合があります。変更は、提出いただいた翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は早急に手続きをお願いします。

④ 求職中で利用決定の方

求職中の方の認定期間は入所（園）後 90 日です。認定期間満了後も継続して保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の利用を希望する場合は、入所（園）後 90 日までに「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。

「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」が提出されない場合は、翌月の利用調整の対象（新規入所申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。

なお、利用開始前に就労が内定した場合は「就労証明書」を就職先などで記入のうえ、大竹市役所福祉課児童係で手続きをしてください。

10. 保育料について

● 0歳児クラス～2歳児クラス●

児童が保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の各施設の利用を開始した場合、毎月保育料を納付していただきます。

4月分～8月分の保育料については4月上旬頃、9月分～3月分の保育料については9月上旬頃に通知します。

1. 保育料の算定

保育料の金額は、①児童の認定区分②年齢③扶養義務者の④税額（合計額）をもとに⑤算定します。

① 児童の認定区分

保育必要量（保育短時間又は保育標準時間）によって保育料が異なります。

② 年齢

年度当初（令和7年4月1日時点）の年齢により、保育料を算定します。

※年度途中で誕生日を迎えても変更となりません。

③ 扶養義務者

原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、児童と同居している祖父母などがいる場合は、その祖父母などが扶養義務者になることもあります。

※父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

④ 税額

保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の各施設を利用する月（下表参照）に応じて、前年度市民税額又は当該年度市民税額で決定します。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除、配当割株式等譲渡所得割などの税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。これらを控除しない税額で保育料を算定します。

※海外での収入があった場合は、保育料算定上は、海外収入を含めて計算を行います。

⑤ 算定

各施設を利用する月	市民税該当年度
4月から8月まで	令和6年度市町村民税額 ※令和5年中の収入に基づくもの
9月から3月まで	令和7年度市町村民税額 ※令和6年中の収入に基づくもの

※所得申告（収入なしも含む。）されていない方は、申告手続きが必要です。

なお、申告されるまでは、直近で保育料の算定が可能である年度の市町村民税額を元に、利用月の保育料を賦課します。（申告後、調整を行います。）

階層	定義 (B階層、C階層とも市町村民税の課税額で判定します。)		保育料 (月額)			
			3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯等		0円	0円	0円	0円
B	1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	2	均等割額のみ (所得割非課税世帯)	7,400	7,200	0	0
	3	所得割の額が38,400円未満	9,100	8,900	0	0
	4	所得割の額が38,400円以上 48,600円未満	10,100	9,900	0	0
C	1	48,600円以上51,000円未満	11,700	11,500	0	0
	2	51,000円 // 55,000円 //	12,700	12,400	0	0
	3	55,000円 // 60,000円 //	14,700	14,400	0	0
	4	60,000円 // 68,000円 //	16,700	16,400	0	0
	5	68,000円 // 78,000円 //	20,800	20,400	0	0
	6	78,000円 // 87,000円 //	24,900	24,400	0	0
	7	87,000円 // 97,000円 //	27,000	26,500	0	0
	8	97,000円 // 105,000円 //	31,100	30,500	0	0
	9	105,000円 // 115,000円 //	33,100	32,500	0	0
	10	115,000円 // 126,000円 //	35,600	34,900	0	0
	11	126,000円 // 135,000円 //	39,400	38,700	0	0
	12	135,000円 // 151,000円 //	41,600	40,800	0	0
	13	151,000円 // 169,000円 //	44,000	43,200	0	0
14	169,000円 // 255,000円 //	51,400	50,500	0	0	
15	255,000円 // 301,000円 //	54,600	53,600	0	0	
16	301,000円 // 397,000円 //	63,600	62,500	0	0	
17	397,000円以上	66,800	65,600	0	0	

ア. 市町村民税が給与から天引きされている場合

P10の市民税該当年度の『給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』の「④市民税 税額控除前所得額」に記載の額から「摘要」欄に記載の定額減税額 (市)、調整控除額 (市) を引いた額が、保育料の算定に関する税額 (100円未満切捨て) です。(政令指定都市の場合は、市・県民税の税率が異なるため、標準の税率で計算する必要があります。)

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)																																	
<table border="1"> <tr><td>給与収入</td><td>主たる給与以外の合算所得区分</td></tr> <tr><td>給与所得</td><td>所得区分</td></tr> <tr><td>その他の所得計</td><td></td></tr> <tr><td>総所得金額①</td><td></td></tr> </table>	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	給与所得	所得区分	その他の所得計		総所得金額①		<table border="1"> <tr><td>課税標準</td><td>総所得③</td></tr> <tr><td></td><td>山林所得</td></tr> <tr><td></td><td>分離長期譲渡</td></tr> <tr><td></td><td>分譲長期譲渡</td></tr> <tr><td></td><td>株式等の譲渡</td></tr> <tr><td></td><td>上場株式等の見当き</td></tr> <tr><td></td><td>先物取引</td></tr> </table>	課税標準	総所得③		山林所得		分離長期譲渡		分譲長期譲渡		株式等の譲渡		上場株式等の見当き		先物取引										
給与収入	主たる給与以外の合算所得区分																																
給与所得	所得区分																																
その他の所得計																																	
総所得金額①																																	
課税標準	総所得③																																
	山林所得																																
	分離長期譲渡																																
	分譲長期譲渡																																
	株式等の譲渡																																
	上場株式等の見当き																																
	先物取引																																
<table border="1"> <tr><td>雑損</td><td>障・寡・心・勤</td></tr> <tr><td>医療費</td><td>配偶者特別</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>配偶者特別</td></tr> <tr><td>小規模企業共済</td><td>扶 養</td></tr> <tr><td>生命保険料</td><td>基 礎</td></tr> <tr><td>雑損控除</td><td>所得控除合計②</td></tr> </table>	雑損	障・寡・心・勤	医療費	配偶者特別	社会保険料	配偶者特別	小規模企業共済	扶 養	生命保険料	基 礎	雑損控除	所得控除合計②	<table border="1"> <tr><td>税額控除前所得額③</td><td></td></tr> <tr><td>税額控除額④</td><td></td></tr> <tr><td>所得割額⑤</td><td></td></tr> <tr><td>均等割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>税額控除額⑦</td><td></td></tr> <tr><td>所得割額⑧</td><td></td></tr> <tr><td>均等割額⑨</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額⑩</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足額⑪</td><td></td></tr> <tr><td>既 充 当 額⑫</td><td></td></tr> </table>	税額控除前所得額③		税額控除額④		所得割額⑤		均等割額⑥		税額控除額⑦		所得割額⑧		均等割額⑨		特別徴収税額⑩		控除不足額⑪		既 充 当 額⑫	
雑損	障・寡・心・勤																																
医療費	配偶者特別																																
社会保険料	配偶者特別																																
小規模企業共済	扶 養																																
生命保険料	基 礎																																
雑損控除	所得控除合計②																																
税額控除前所得額③																																	
税額控除額④																																	
所得割額⑤																																	
均等割額⑥																																	
税額控除額⑦																																	
所得割額⑧																																	
均等割額⑨																																	
特別徴収税額⑩																																	
控除不足額⑪																																	
既 充 当 額⑫																																	
<p>「摘要」欄 定額減税額 (市) 調整控除額 (市)</p>	<p>④市民税 税額控除前所得額</p>																																

④市民税 税額控除前所得額 - 定額減税額 (市) - 調整控除額 (市) = 保育料算定税額 (100円未満切捨て)

(例) 121,540円 - ※40,000円 - 1,500円 = 80,000円

※父、母、子ども2人の場合 ⇒ 保育料 (標準時間) : 24,900円

イ. ア以外の場合

P10の市民税該当年度の『市町村民税・道府県民税税額 (納税) 決定通知書』の「税額 市町村民税 総所得」又は『所得課税証明書』の「市民税 税額控除前所得割」に記載の額から「定額減税額」「市民税 調整控除額」を引いた額が、保育料の算定に関する税額 (100円未満切捨て) です。(政令指定都市の場合は、市・県民税の税率が異なるため、標準の税率で計算する必要があります。)

2. 保育料に関する注意点

- 同一世帯の小学校就学前までの児童が同時に2人以上保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を利用する場合、第2子については半額、第3子以降については0円となります。
- ひとり親世帯（婚姻歴のないひとり親世帯も含む。）及び在宅障害児（者）のいる世帯は、所得に応じて保育料を減免する場合があります。
- 保育料は1ヶ月単位です。ただし、月途中で入所（退所）する場合は、保育料は日割り計算となります。
- 公立保育所・私立保育所（園）・認定こども園・小規模保育園での保育料の違いはありません。ただし、保育所（園）・認定こども園・小規模保育園によっては、保育料とは別に費用（教材費など）を徴収する場合があります、別に直接施設にお支払いいただきます。詳しくは、各保育所（園）・認定こども園・小規模保育園にお問い合わせください。
- 税額や世帯状況などが変更になった場合は、保育料も変更となる場合がありますので、必ず大竹市役所福祉課児童係で手続きをしてください。
- 保育料の納付方法は、口座振替又は納付書払いです。口座振替の手続きについては、別途ご案内します。
※認定こども園（私立）・小規模保育園に入園する場合は、保育料は認定こども園（私立）・小規模保育園に納付していただきます。納付方法については、認定こども園（私立）・小規模保育園にお問い合わせください。

● 3歳児クラス～5歳児クラス ●

幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラス～5歳児クラスの保育料が無償化されます。

1. 無償化の対象とならない費用について

- 給食費（主食費・副食費）
- 延長保育料
- 保護者会費



2. 副食費について

- 年収360万円未満相当世帯の児童（市民税所得割額が、ひとり親世帯等については77,101円未満、その他世帯については57,700円未満の方）と、第3子以降の児童（小学校就学前までの児童でカウントします。）については、副食費を免除します。4月分～8月分の副食費免除については4月上旬頃、9月分～3月分の副食費免除については9月上旬頃に通知します。
- 副食費は、保育料と異なり、第2子が半額にはなりません。
- 副食費は、児童が在園する保育所（園）・認定こども園が指定する方法で保育所（園）・認定こども園に支払います。

1 1. 大竹市内の保育所（園）・認定こども園・小規模保育園一覧

●保育所（園）●

保育所（園）名 [所在地]	電話	認可 定員	開 所（園） 時 間	
			月曜日 ~ 金曜日	土曜日
大竹保育所（※1） [本町一丁目4番8号]	52-2268	110	7時30分～18時30分	7時30分～18時
玖波保育所 [玖波五丁目8番5号]	57-7307	45	7時30分～19時30分 (18時30分以降別途料金)	7時30分～18時
知恩保育園 [玖波三丁目11番12号]	57-7322	70	7時30分～19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分～18時

※1 大竹保育所は、令和8年2月頃から元の所在地（白石一丁目14番15号）に移転する予定です。

●認定こども園（2号・3号認定）●

認定こども園名 [所在地]	電話	認可 定員	開 園 時 間	
			月曜日 ~ 金曜日	土曜日
ひまわりさかえこども園 [西栄三丁目12番23号]	52-2522	150	7時15分～19時15分 (18時15分以降別途料金)	7時15分～19時15分 (18時15分以降別途料金)
フルムーンインターナショナルこども園おおたけ [東栄一丁目8番33号]	30-9015	81	7時30分～19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分～19時 (18時30分以降別途料金)
小方認定こども園 (にじいろこども園内) [小方一丁目11番1号]	59-3000	165	7時30分～19時 (18時30分以降別途料金)	7時30分～18時

●小規模保育園●

小規模保育園名 [所在地]	電話	認可 定員	開 園 時 間	
			月曜日 ~ 金曜日	土曜日
こぐま園（※2） [油見一丁目15番8号]	93-2647	18	8時～18時	8時～18時

※2 小規模保育園は、0歳児～2歳児を対象とした保育園です。

12. 一時預かりについて

保護者が仕事や急病・通院、又は冠婚葬祭などで保育が一時的にできないときやリフレッシュのために、児童を保育所（園）・認定こども園に預けることができます。詳細及び申込みについては、一時預かりを実施している保育所（園）・認定こども園に直接お問い合わせください。

◆大竹保育所◆

住所：大竹市本町一丁目4番8号（☎52-2268）

※ 満1歳から利用可能です。

※ 改修工事のため、利用を制限することがあります。

利用時間	利用料	備考
8:30~17:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。
8:30~17:00の間の 4時間以内（半日）	3歳未満…1,200円 3歳以上…900円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。

◆小方認定こども園（にじいろこども園内）◆

住所：大竹市小方一丁目11番1号（☎59-3000）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
8:30~17:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 大竹保育所利用分も含む。
8:30~17:00の間の 4時間以内（半日）	3歳未満…1,200円 3歳以上…900円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 大竹保育所利用分も含む。

◆玖波保育所◆

住所：大竹市玖波五丁目8番5号（☎57-7307）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:00~18:00	3歳未満…2,000円 3歳以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	月15日以内
土曜日 8:00~15:00		

◆知恩保育園◆

住所：大竹市玖波三丁目11番12号（☎080-9429-7322）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:30～16:30 の間の4時間以上（一日）	0歳児（満1歳以上） …2,500円 1・2歳児…2,000円 3歳児以上…1,500円 ※給食・おやつ代含む。	『手ぶら登園』利用できます （おむつ・エプロンなどの サブスクサービス 200円/日） 延長保育、応相談 ※ 別途料金がかかります。
月曜日～金曜日 8:30～16:30 の間の4時間以内（半日）	0歳児（満1歳以上） …1,500円 1・2歳児…1,200円 3歳児以上… 900円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内 前日の午前中までにお申込み ください。

◆ひまわりさかえこども園◆

住所：大竹市西栄三丁目12番23号（☎52-2522）

※ 8カ月から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 9:00～17:00の間の 5時間以上（一日）	0歳児… 3,500円 1・2歳児…3,000円 3歳以上… 2,500円 ※給食・おやつ代含む。	【一日】8スタンプ 【半日】5スタンプ のスタンプ制。 1シート80スタンプで次回 利用時の利用料金が1回分無料。
月曜日～金曜日 9:00～17:00の間の 5時間以内（半日）	0歳児… 2,200円 1・2歳児…1,900円 3歳以上… 1,600円 ※給食・おやつ代含む。	月9日以内で週3日以内。 予約は前日まで。

◆フルムーンインターナショナルこども園おおたけ◆

住所：大竹市東栄一丁目8番33号（☎30-9015）

※ 満1歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8:30～16:30	3,000円 ※給食・おやつ代含む。	月14日以内

1 3. 大竹市外の保育所等を利用する場合について

里帰り出産又は勤務先が近いなどの立地を理由として、大竹市に住民登録のある児童が市外の保育所等の利用を希望することができます。申込みは大竹市役所福祉課児童係で行ってください。入所（園）希望先の自治体によって申込締切日などが異なりますので、早めに大竹市役所福祉課児童係にお問い合わせください。

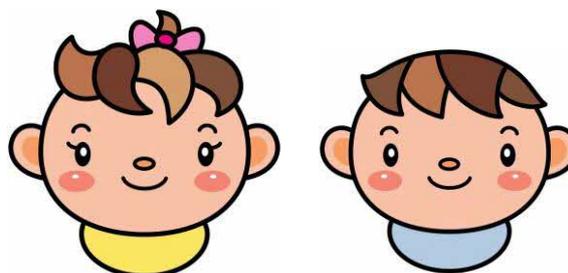
1 4. 病児・病後児保育について

保護者の勤務の都合などにより、家庭で保育できない生後6カ月から小学6年生までの児童で、保育所（園）、認定こども園、小規模保育園、幼稚園、小学校に通えない病児や病後児を保育します。

対 象	生後6カ月から小学6年生までの保育所（園）、認定こども園、小規模保育園、幼稚園及び小学校に在籍している病気又は病気の回復期にある児童や骨折等外傷のある児童
実施施設	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター 病児・病後児保育室（にっしーくんハウス） 住所：大竹市玖波四丁目1番1号 ☎0827-57-7183（内線：2700）
利用料	① 大竹市内に住所を有する児童の場合 1,000円／1日 ② 大竹市外に住所を有する児童の場合 2,000円／1日 ※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯には、利用料免除の制度があります。 （大竹市民のみ）
利用定員	3名程度

病児・病後児保育室の利用にあたっては、事前に登録が必要です。

詳しくは、大竹市役所福祉課児童係（☎0827-59-2148）にお問い合わせください。



15. 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園入所（園）に関するQ&A

Q 申込みはどこでできますか？

A 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園入所（園）申込みの受付は、大竹市役所福祉課児童係（郵送可）で行っています。保育所（園）・認定こども園・小規模保育園、支所では受け付けできませんので、ご注意ください。

Q 申込みはいつまでですか？

A 令和7年4月入所（園）の方については、「P2 申込期間・締切日」を確認してください。令和7年5月以降の入所（園）については、利用希望月の前月10日までに申込みをしてください。（例：6月中に入所（園）を希望する場合は、5月10日までに申込みをしてください。）

Q 大竹市に転入する予定です。申込時点で、住所は大竹市外にありますが、申込みはできますか？

A 申込みは可能です。申込みをする際は、必要書類と併せて「転入に関する申立書」を提出してください。なお、入所（園）日に大竹市に住民登録がされていないと、入所（園）が決定されている場合であっても、入所（園）が取消しとなりますので、ご注意ください。

Q 現在、求職中ですが、利用することができますか？

A 求職中であっても保育所（園）・認定こども園の利用申込みは可能ですが、就労などの保育を必要とする事由のある方が優先となります。支給認定期間は効力発生日（入所日）から90日間です。

認定期間満了後も継続して保育所（園）・認定こども園・小規模保育園の利用を希望する場合は、入所（園）後90日までに「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」を大竹市役所福祉課児童係に提出してください。提出がない場合は、翌月の利用調整の対象（新規入所申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。

Q 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園を申し込みましたが、利用ができなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 翌月以降も利用を希望する場合は、その後続けて新たに申込みをする必要はありません。ただし、就労状況・家庭状況などに変更があった場合は、大竹市役所福祉課児童係に必ずご連絡ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。

入所（園）希望月の翌月以降は、入所（園）が決定した場合のみ、電話で連絡します。

Q ならし保育はできますか？

A 現在、大竹市ではならし保育期間の設定はしていませんが、育児休暇復帰時には2週間前から入所（園）が可能ですので、この期間をならし保育として利用していただくことは可能です。2週間前から入所（園）される場合も、通常の保育料を負担していただきます。※月途中で入所（園）する場合は、保育料は日割り計算となります。